

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づくカードお申込み時の取引時確認のお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」について

2008年3月1日より、金融機関などを通じた反社会的勢力・テロ組織などへの資金提供やマネーロンダリングを防止するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法律という」）が施行されました。この法律はクレジットカード会社にも適用され、これによりクレジットカード会社はお客様よりカード申込みを受けた際に、お申込人がご本人であるか、官公庁等の公的機関が発行する書類に基づき、お客様のお名前、ご住所、生年月日の確認を行うことが義務付けられました。

また、2013年4月1日の法律改正により、「取引を行う目的」「職業（法人の場合は事業内容）」「法人取引の場合は法人の実質的支配者の有無および本人特定事項」「法人取引の場合は法人代表者の本人特定事項」を確認することが追加で義務付けられました。

カードお申込みの際のお願い

1. 個人カードの場合

大変お手数ではございますが、カードのお申込みに際しまして、お申込みご本人（本会員としてお申込みの方）につきまして、以下の書類のいずれかをご提出願います。

- (1) 運転免許証または運転経歴証明書（住所変更されている場合は裏面のコピーもご用意ください。）
- (2) パスポート（写真および住所のページのコピーをご用意ください。）
- (3) 健康保険証（お名前、ご住所、生年月日が記載されているページのコピーをご用意ください。）
- (4) 住民票の写（発行日より6カ月以内の原本またはコピーをご用意ください。）
- (5) 在留カード、特別永住者証明書
- (6) 個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ 個人番号の記載がある裏面は不要）
※通知カード（写真なし）は利用できません。
- (7) その他官公庁から発行され、または発給された書類で、お名前、ご住所、生年月日の記載があるもの（顔写真があるものに限る）

上記書類に記載されているご住所と、入会申込書にご記入いただきましたご住所が異なる場合は、お申込みご住所が記載されている以下のいずれかの書類のコピーを併せてご提出願います。（領収日付または発行日より6カ月以内のもの）

- (1) 公共料金の領収証書（電気、ガス、水道、NHKのいずれかひとつ）
- (2) 社会保険料の領収証書
- (3) 国税、地方税の領収証書または納税証明書

※お支払い預金口座に信用金庫をご指定いただいた場合は、原則として、信用金庫への「預金口座振替依頼書」をもちまして「本人確認書類」に代えさせていただきますので、上記書類のご用意は不要です。

※ただし、上記書類のコピーを後日追加でご提出いただく場合もございますのであらかじめご了承願います。

※「取引を行う目的」「職業」は、入会申込書でご申告いただく方法で確認させていただきます。

2. 法人カードの場合

法人の場合は法人の名称、所在地および法人代表者ご本人様のお名前、ご住所、生年月日を確認させていただいております。

大変お手数ではございますが、カードのお申込みに際しまして、法人および法人代表者ご本人様につきまして、以下の書類のいずれかをご提出願います。

<法人の本人確認書類>

- (1) 登記事項証明書（発行日から6カ月以内の原本またはコピー）
- (2) 登記簿謄本の写し（発行日から6カ月以内の原本またはコピー）

<法人代表者の本人確認書類>

- (1) 運転免許証または運転経歴証明書（住所変更されている場合は裏面のコピーもご用意ください。）
- (2) パスポート（写真および住所のページのコピーをご用意ください。）

- (3) 健康保険証（お名前、ご住所、生年月日が記載されているページのコピーをご用意ください。）
- (4) 住民票の写（発行日より6カ月以内の原本またはコピーをご用意ください。）
- (5) 在留カード、特別永住者証明書
- (6) 個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ 個人番号の記載がある裏面は不要）
※通知カード（写真なし）は利用できません。
- (7) その他官公庁から発行され、または発給された書類で、お名前、ご住所、生年月日の記載があるもの（顔写真があるものに限る）

上記書類に記載されているご住所と、入会申込書にご記入いただきましたご住所が異なる場合は、お申込みご住所が記載されている以下のいずれかの書類のコピーを併せてご提出願います。（領収日付または発行日より6カ月以内のもの）

- (1) 公共料金の領収証書（電気、ガス、水道、NHKのいずれかひとつ）
- (2) 社会保険料の領収証書
- (3) 国税、地方税の領収証書または納税証明書

法律に基づき、法人代表者ご本人様のご自宅へご契約に関する書類を簡易書留および転送不要郵便にてお送りさせていただきますので必ずお受け取りください。

- ※「取引を行う目的」「事業内容」「法人の実質的支配者の本人特定事項および法人との関係性」「実質的支配者の『外国の重要な公人の該当有無』」は、入会申込書でご申告いただく方法で確認させていただきます。
- ※「法人の取引担当者の代理権の確認」は、ご提出いただきます登記事項証明書等にて、法人代表者様について役員登記されていることで確認させていただきます。

法人の実質的支配者について

法人の実質的支配者に該当する方の確認方法は、後記<法人の実質的支配者について>をご覧ください。

外国の重要な公人について

外国の重要な公人とは、以下の方が該当します。

該当する場合は、お申込み後に、法令に基づく本人確認書類の追加提出をお願いします。

①外国において「重要な公的地位にある者」に該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家元首 ・ 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職の方 ・ 日本における衆議院議長（副議長）、参議院議長（副議長）に相当する職の方 ・ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職の方 ・ 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職の方 ・ 日本における統合幕僚長（副長）、陸上幕僚長（副長）、海上幕僚長（副長）、航空幕僚長（副長）に相当する職の方 ・ 中央銀行の役員の方 ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
②過去に上記①のいずれかであった方	
③上記①または②に該当する方の家族	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹 配偶者の父母および子

カード送付について

法律に基づき、カードは入会申込書にご記入いただきましたご住所（個人の場合はご自宅、法人の場合は法人所在地）に送付させていただきます。

ご提出いただいた本人確認書類について

ご提出いただきました本人確認書類は、カード契約終了後 7 年間保管の義務がございますので、ご返却はいたしかねますことをあらかじめご了承願います。

■お問い合わせ窓口／株式会社中部しんきんカード
お客様相談室 電話 052-202-0601

＜法人の実質的支配者について＞

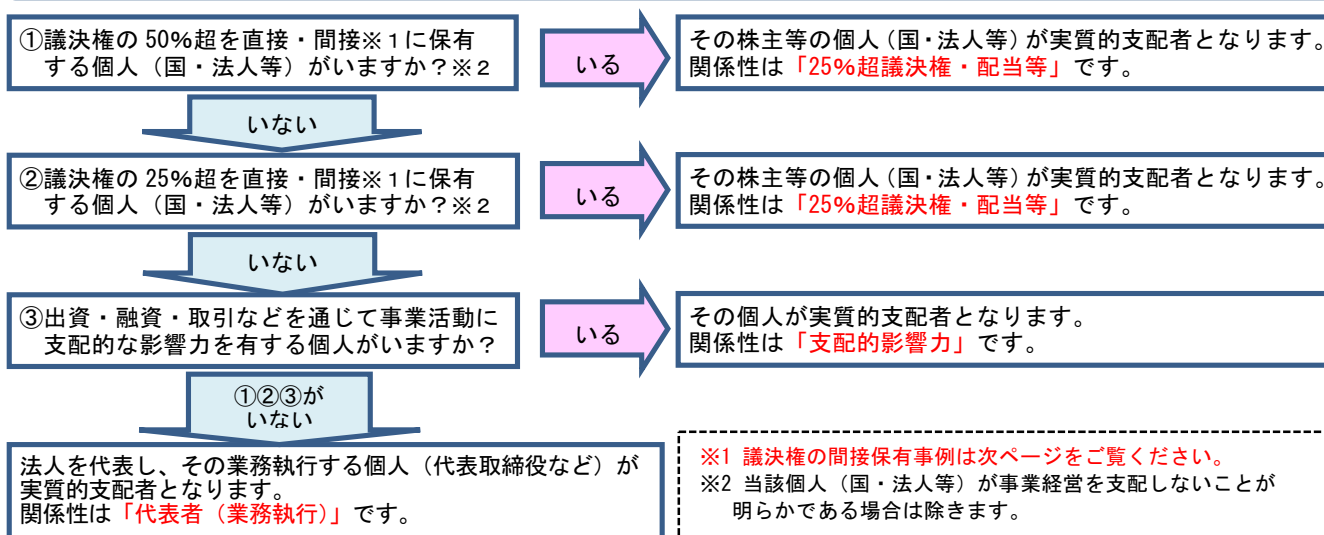
法人カードにお申込みいただく法人について、下表に従って該当する方を申告ください。

お申込み法人	実質的支配者
個人事業主・国・地方公共団体など	申告不要
(資本多数決法人である場合) 株式会社・有限会社・投資法人・特定目的会社など	申告要⇒図1 該当するすべての方について関係性・氏名・自宅住所・生年月日を申告してください。
(資本多数決法人でない場合) 財団法人・医療法人・合名会社・合資会社・合同会社など	申告要⇒図2 該当するすべての方について関係性・氏名・自宅住所・生年月日を申告してください。

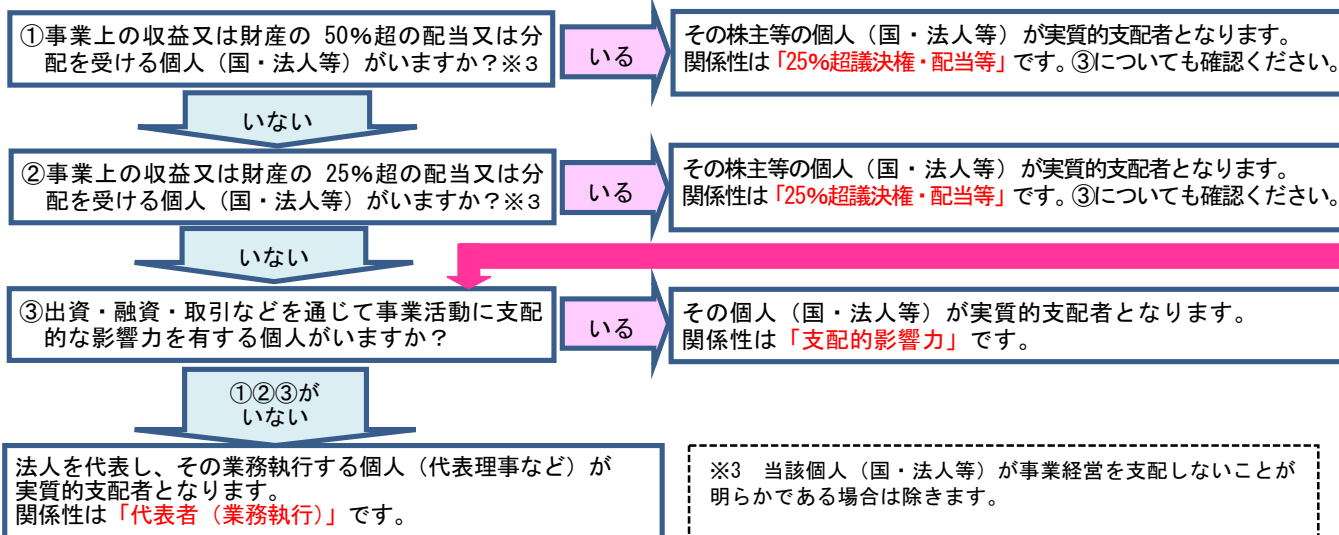
下図①②③に「国・法人等(※)」が該当する場合は、個人とみなし当該「国・法人等」の名称・本店所在地を申告してください。

※国・法人等とは、上場会社・国・地方公共団体・独立行政法人・国または地方公共団体が1/2以上出資している法人等またはこれらの子会社を指します。

＜図1＞ 株式会社・投資法人・特定目的会社等（資本多数決法人の場合）



＜図2＞ 財団法人・医療法人・合名会社・合資会社・合同会社等（資本多数決法人以外の場合）



<法人の実質的支配者 議決権間接保有事例>

株式会社・有限会社等の資本多数決法人の場合は、議決権の総数の25%を超える議決権を直接または間接に保有している自然人（個人）が実質的支配者に該当します。

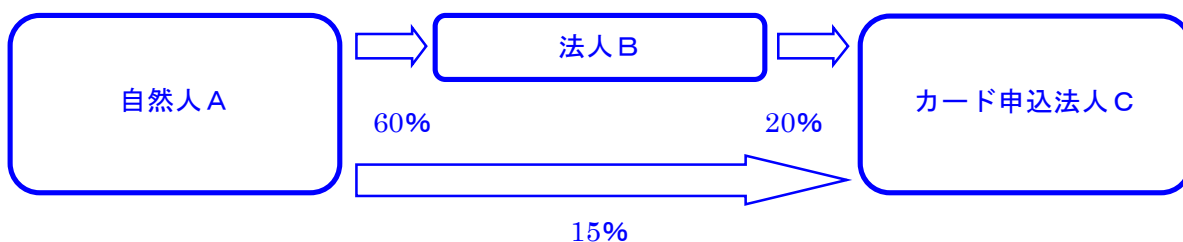
<間接保有事例①>



自然人Aは法人Bの60%の議決権を保有し、法人Bは法人Cの30%の議決権を保有している場合、Aは法人Cの実質的支配者となります。

※Aは法人Bの50%を超える議決権を有しているため、法人BはAの支配する法人となります。その法人Bが今回カード申込する法人Cの25%を超える議決権(30%)を保有しているため、Aが法人Cの実質的支配者となります。

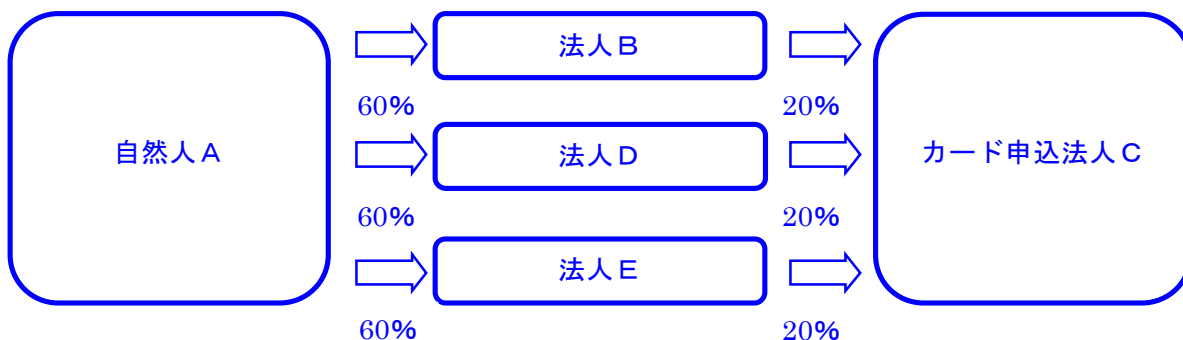
<間接保有事例②>



自然人Aは法人Cの15%の議決権を直接保有している。さらにAは法人Bの60%の議決権を保有し、法人Bは法人Cの20%の議決権を保有している場合、Aは法人Cの実質的支配者となります。

※Aは法人Bの50%を超える議決権を有しているため、法人BはAの支配する法人となります。その法人Bが今回カード申込する法人Cの20%の議決権とAが直接保有する法人Cの15%の議決権を合算した議決権が35%となるため、Aが法人Cの実質的支配者となります。

<間接保有事例③>



自然人Aは法人B、法人D、法人Eの60%の議決権をそれぞれ保有し、法人B、法人D、法人Eはそれぞれが法人Cの20%の議決権を保有している場合、Aは法人Cの実質的支配者となります。

※Aは法人Bの50%を超える議決権を有しているため、法人B、法人D、法人EはAの支配する法人となります。

その法人B、法人D、法人Eがそれぞれ保有する法人Cの議決権を合算すると25%を超える議決権（60%）を保有するため、Aが法人Cの実質的支配者となります。